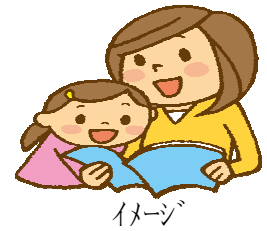


## 令和2年から「ひとり親控除」がスタート

令和2年分以後の所得税から、婚姻歴や性別にかかわらず、全てのひとり親に対して「ひとり親控除(控除額 35 万円)」が適用されることになりました。



### ◆ひとり親控除とは？

今まで、同じひとり親でも離婚や死別であれば「寡婦(夫)控除」が適用できたのに対し、「未婚」のひとり親は控除の対象外でした(適用の要件として、婚姻の事実が必要となっていました)。そのため所得税が軽減されないだけでなく、所得等を基準に支給される児童扶養手当や公営住宅への入居などで不利になるケースが問題になっていました。そこで令和2年からは、婚姻歴の有無にかかわらず、所得が500万円以下で、同一生計の子供(総所得48万円以下)がいるひとり親については全て、「ひとり親控除(控除額35万円)」が適用され、未婚のひとり親も「ひとり親控除」の対象に含まれることとなり、税制上の公平な支援が期待されています。

### ◆これまでの寡婦控除はどうなる？

同一生計の子供がいないため「ひとり親」には該当しない場合でも、所得が500万円未満の女性は、次の(1)か(2)のいずれかに該当する場合は、引き続き今までの寡婦控除(控除額27万円)が適用されます。

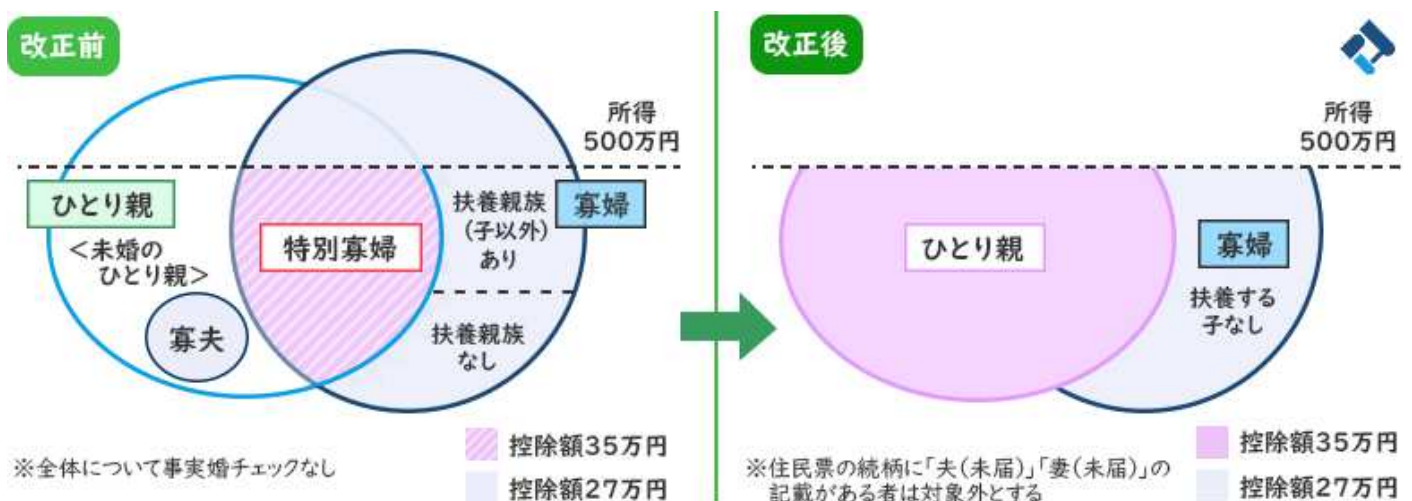
(※注) ただし、事実上の婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいる場合は対象となりません。

- (1) 夫と離婚した後、再婚していない人で、子供以外の扶養親族がいる人
- (2) 夫と死別後、再婚していない人又は夫の生死が明らかでない一定の人

(※注) 「夫」とは、民法上の婚姻関係にある者をいいます。

なお、今年からひとり親控除、寡婦控除のいずれにおいても、住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある方は、事実婚とみなされて対象外となりますので留意が必要です。

### <全てのひとり親に同様の控除が適用されます>



出典: 財務省「令和2年度税制改正(案)のポイント」

[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/publication/brochure/zeiseian20/zeiseian02all.pdf](https://www.mof.go.jp/tax_policy/publication/brochure/zeiseian20/zeiseian02all.pdf) より

### ◆年末調整は要注意！

昨年まで寡婦控除を適用していた方が、今年は「ひとり親控除」を適用できないケースや、昨年まで寡婦控除を適用できなかった方が、今年から「ひとり親控除」を適用できるケースがありえますので、注意が必要です。